

## スポーツ学の10年「野外スポーツ、この10年」

中野 友博<sup>1)</sup>

### Outdoor sport : last 10 years

Tomohiro NAKANO

Key words : 野外スポーツコース, 野外教育, 環境教育

#### はじめに

びわこ成蹊スポーツ大学では、野外スポーツコースが設置され、野外スポーツとは何なのかの議論からスタートした。野外活動、野外教育の考え方を基本に、野外スポーツについて「スポーツ学のすすめ」の中で詳しく述べている。野外スポーツを、自然の中で自然環境を活かして行う身体的活動、ありのままの自然の中での身体的活動(=スポーツ)を伴った直接体験と捉え、志向性の観点から4つ(競技、レクリエーション、健康、教育)に分類している。「競技志向」は、勝つためや一番になるためのいわゆるチャンピオンスポーツとして行うものでそのスキルの獲得やトレーニング方法などを追及する。「レクリエーション志向」は、自分の楽しみのためや、癒し、仲間と集う目的のために行うものを指す。自らの健康維持や増進目的のために行う「健康志向」がある。健康・レクリエーション志向では、癒しやストレス解消、セラピー(治療)がキーワードとなり、障害児(者)をも対象にする。「教育志向」は、青少年をはじめとしたあらゆる人々を対象に、最大限にその教育的効果を引き出すために、一定の教育目標を定めて行う教育活動としての野外スポーツ(野外教育)を指す。教育志向としての野外スポーツを野外教育と言い換えるならば、「自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称」といえる。

この考え方のもと、野外スポーツコースでの学びについて、野外スポーツコースのディプロマポリシーを「自然の中でのスポーツを通して自らの感性を磨き、環境に配慮した安全で楽しい野外スポーツプログラムを提供する専門的知識(企画・運営・評価)と技術を有したリーダー的立場になる人材、子どもから大人まで幅広い対象者に、生涯を通じて自然の中でのスポーツを提供できる資質・能力を備えた人材を育成します。」と定めた。そして、このような人材を育成するためのカリキュラムポリシーを『「自然、人、体験」に関わる研究成果に基づいた教育活動の中で、人々が豊かに生きるための『社会性』『自主性』などあらゆる『生きる力』を育むために、実践的・実証的・理論的に野外スポーツを探求します。」と考えた。具体的には野外スポーツそのもののスキルや理論、実習の獲得の上に「教育・指導」を位置付け指導法についての授業展開を行っている。スポーツの範疇の中で、自然を利用して行われる様々な学びにつながる内容を理論、実践を通して体験し、その指導に関わる人材養成として野外スポーツを位置付けている。

自然の中での出来るかどうかわからない不確実な目標に対し、自ら楽しむ気持ちを大切に持ちながら、常に挑戦することを忘れず、自分の力で一歩ずつ進み、仲間とともに助け合いながら、達成した喜びを分かち合える人を育てるために、「自然、仲間、自分」をキーワードに授業

1) 生涯スポーツ学科

を展開している。「自然」のもとでは誰もが平等に扱われ、活動を通して本当の意味での人の弱さと強さがわかる場所でもある。「仲間」がいることで協力することの大切さ、ともに成し遂げることの充実感を感じさせてくれる。「自分」に向き合い、五感をフル活用し、自ら学ぶことは、優しさや強さを実感させてくれる。これが野外スポーツコースの基本である。

### この10年、野外教育は

学校教育における野外教育、野外スポーツの取り組みについて大きな変化がみられた。学校教育での自然体験学習は、国土交通省のセカンドスクール事業や文部省の自然教室推進事業がある。また、滋賀県では琵琶湖での学習船「うみのこ」を使用したフローティングスクールが今年で30年を迎える。兵庫県自然学校は1988年より始めて今年で25年目になる。京都市では2008年より長期宿泊体験が試行され、平成2010年から本格的実施になった。滋賀県、兵庫県、京都市の取り組みは全て小学5年生を対象としたもので、学びの場を教室から離れた自然の中となっている。生きる力の育成のために学校教育で自然体験活動が展開されるようになり、2008年度改訂の小学校学習指導要領には、総則の「教育課程編成の一般方針」において、自然体験活動や集団宿泊活動などの豊かな体験を通じた学習が大切であると述べられている。さらに小学校学習指導要領解説（特別活動編）では、詳しく説明され、集団宿泊活動の具体的な期間として「例えば1週間（5日間）程度」と示されている。

これと同時期に、農林水産省、文部科学省、総務省の連携プロジェクトとして「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートした。全国の小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進するもので、全国23000校で体験活動を行うことを目指している。このプロジェクトのもと文部科学省では小学校長期自然体験支援プロジェクトとして「自然体験活動指導者養成事業」と「小学校自然体験活動プ

ログラム開発事業」が始まった。これを契機に地域活性化の観点から、自然体験活動の観光業界（ツーリズム）への取り込みが推進され、教育旅行が拡大・発展していくことになる。

### この10年、環境教育は

2002年にヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発のための世界首脳会議」において、日本のNGOから「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の10年」に関する提言活動が行われ、ならびに日本政府から「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」が提案され、国連総会で採択された。これを受けて2005年より「ESDの10年」が進められている。

2003年には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」通称「環境教育推進法」が制定された。この法律は、環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省の5省が共管する法律で、環境教育を、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義し、人材認定事業と拠点整備事業が柱となっている。

ESDの10年の最終年（2015年）に向けた取り組みの一層の推進と環境保全の取り組みをさらに効果的効率的に進めるため、環境教育推進法が2011年に改正され「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育促進法）が整備された。改正のポイントとして、自然体験等の機会の場の認定制度や学校教育や社会教育における環境教育推進のための指導者研修の充実などがあげられている。

### まとめ

このように、開学から10年、野外スポーツを取り巻く状況は、学校教育や環境教育の枠組みのなかで変化し続けてきている。また、自然学校も2010年には全国で3700校を数え、新たな野外教育プログラム（自然体験活動）の提供と地域活性化の窓口となってきている現状がある。